





号様式の注2中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法第4条の規定により」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十六年山口県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第五号様式までの規定中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法第4条の規定により」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和四十三年山口県規則第三十一号の三）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第五号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。  
附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。



山口県訓令第一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

山口県文書例式の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県文書例式の一部を改正する訓令

山口県文書例式（昭和三十年山口県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表の七中「起算して 日」を「起算して3月」と、「審査請求を」「審査請求を」に改め、同表の十一のホの(1)中

審査請求の要旨

を

事案の概要

管理関係人の主張の要旨

に、

「起算して 日」を「起算して1月」に改め、同表の十一のホの(1)中

審査請求の撤回	を
審査の撤回	に改
審査関係人の出張の撤回	

め、同表の十一のへ中「〇〇大田」を「〇〇大田」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係る裁決書及び弁明書の書式については、この訓令の施行後も、なおこの訓令による改正前の書式によるものとする。

### 山口県訓令第二号

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月八日

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県公文書取扱規程(昭和二十八年山口県訓令第二十一号)の一部を次のように改

山口県知事 村岡 嗣 政

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

正する。

別表第四永年に属する文書の項10及び十年に属する文書の項9中、「異議申立て」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月八日

山口県公安委員会

### 山口県公安委員会規則第一号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記第五号様式の二の注中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法第4条の規定による」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第十三号様式中

「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」

「注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、山口県公安委員会に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県公安委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会公文書取扱規程（平成十三年山口県公安委員会規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。



### 山口県企業管理規程第一号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年三月八日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局処務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第九永年に属する文書の項8及び10年に属する文書の項7中、「~~湘~~冊~~ハ~~」を削る。

附 則

この管理規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月八日印刷

発行所

山口県知事